

平成22年6月10日

国土交通省危機管理室

宮崎県内における口蹄疫発生に伴う国土交通省の対応について

口蹄疫については、平成22年4月20日に宮崎県川南町において疑似患畜が確認され、政府としては、口蹄疫対策本部を設置し、「基本的対処方針」を決定する等、国土交通省としても宮崎県等からの要請を受け、防疫対策を実施してきたところですが、本日6月10日、同県都城市においても患畜が確認されました。

これを受け、国土交通省においては、各事業者や出先機関等に対し、以下のような対策について適切に対応するよう要請を行います。

- 移動制限区域及び搬出制限区域内を通過する路線に係る公共交通機関における乗客用消毒マットの設置等
- 情報収集・連絡体制の確立

また、引き続き、直轄国道上での車両用消毒マット・消毒槽等の設置への協力を行います。

【参考】これまでの対応状況

- 車両消毒等の防疫活動に関する調整、埋却計画の策定支援等に従事するため、現地対策本部に職員を派遣
- 九州・四国・中国の各地方整備局より、消毒液散布や夜間作業の支援のため、散水車、照明車等を派遣

- 宮崎県等による国道10号、220号への車両消毒用マットの設置に協力
- 宮崎県による国道10号への消毒槽設置に協力
- 高速道路においては、宮崎県及び隣接県におけるインターチェンジにおいて、車両消毒用マット及び消毒槽を設置
- その他、各事業者や自治体等が公共交通機関及び関連施設（鉄道駅、空港ビル、港湾等）において消毒マットを設置

【連絡先】

国土交通省危機管理室

参事官 鵜沢、企画調整官 高橋

電話：03-5253-8888